

## 第2 来日外国人犯罪組織等の動向と犯罪インフラの状況

### 来日外国人犯罪組織等の動向

#### 1 来日外国人犯罪の検挙概要

来日外国人犯罪の検挙状況は、平成13年以降増加傾向が続いてきたが、平成18年は、件数・人員ともに減少にした。

しかし、一般市民に大きな不安を与える侵入盗等の重要窃盗犯については、減少幅は小さく、逆にこのうち自動車盗については、大きく増加している。

強盗の態様についてみると、けん銃や刃物を示して脅迫したり、夜間、数人で一般住宅に侵入し、被害者を殴り、刃物で脅迫、緊縛するなど凶悪性が高い。

空き巣についても、金品を窃取するだけでなく、盗んだキャッシュカードの暗証番号を警察官等を装い被害者から聞き出し、引き下ろす払出盗を敢行して被害を著しく拡大させている。

また、大型薬局店等対象の万引き事件のように一般に犯行が容易な犯罪への指向もうかがえるところである。

以下では、平成18年の事件検挙の状況等から明らかとなった来日外国人犯罪組織等の動向や犯罪態様について概説する。

#### 2 中国人犯罪組織の動向

平成18年中の来日外国人の検挙状況を国籍別にみると、刑法犯検挙人員の42.4%を中国人が占め、特に、国民の体感治安に大きな影響を及ぼす侵入強盗では67.3%、住宅対象の侵入窃盗では61.0%を占め、また、カード偽造犯罪（刑法に規定する支払用カード電磁的記録に関する罪）の検挙件数では85.3%を占めている。

来日中国人犯罪の背景には、犯罪の敢行に深く係わる国内の中国人犯罪組織の存在がうかがわれる。他方、中国本土に拠点を置く犯罪組織の構成員が関与している例もみられ、来日経験を有する帰国者から、「経済格差が大きく大金を得ることができる」、「犯罪を犯しても量刑が軽い」、「国民の防犯意識が低い」等の風評が広がったことにより、合法・非合法を問わず、金銭の獲得を目的に来日を目指す中国人が増加したことが一つの要因と考えられる。

さらには、これらの者の一部が犯罪を敢行する際、犯罪をより効率的に敢行するため、出身地による地縁、血縁を利用して、稼働先の同僚等をディスコ、インターネットカフェ等で誘い込むなどにより、組織化が進展したとみられる。

これらの組織として、東北出身者グループ、福建省出身者グループ、上海出身者グループ等があり、最も活発な活動を展開しているのが福建省出身者グループである。近年検挙された組織としては、全国的な強・窃盗、各種偽造事犯等の犯罪組織である、三弟（サンティ）グループ、鼈頭（ベトウ）グループ及び阿妹（アーメイ）グループがあり、これらは中国本土の犯罪組織や国内の暴力団と関連がみられた。さらに、平成17年2月、覚せい剤取締法違反等で検

挙した「大偉（ダーウェイ）グループ」は、中国残留孤児 2 世、3 世を中心とした組織で中国裏社会に大きな影響力を有しているとの風評があった。

これら組織の活動範囲については、主として首都圏等に拠点を置いているが、地方においても支援者を持ち、アパート、マンションを借り、又は、ホテル等に宿泊するなどして地方にも一時的な拠点を作り、広域にわたり犯罪を敢行している状況もみられる。

主な検挙事例にみられる犯行形態は、次のとおりである。

#### (1) 強盗事件

平成 15 年頃まで、在日中国人等が経営するエステやスナックを対象とした緊縛強盗グループの検挙が続き、その後同国人を狙ったこの種事件の発生は減少傾向を示しているが、犯行態様はより先鋭化し、一度の犯行でより多くの現金が得られる可能性の高い、日本人資産家を対象とした緊縛強盗事件が発生している。

この種犯行には、暴力団関係者等の日本人が情報提供や運転手等の役割で関与していることがあり、都市部に拠点を置く組織が全国各地で犯行に及んでいる状況や、広域化、地方への拡散傾向がみられる。主な事例としては次のものがある。

資産家対象緊縛強盗致傷事件及び警備会社における多額緊縛強盗事件 ~（警視庁、栃木）

- 平成 15 年 12 月、栃木県茂木町に所在する一般住宅に男数名がベランダのガラスを破って侵入、在宅していた被害者 3 名の両手両足を粘着テープ等で緊縛し、全治 2 週間の傷害を負わせ、現金約 430 万円ほか貴金属、腕時計等時価合計 1,200 万円相当を強奪した事件で、実行犯の中国人 3 人と運転手の日本人 1 人及び資産家情報提供や事件を企図した山口組系暴力団構成員等の日本人 4 人を検挙した。

中国人実行犯グループは、福建省出身の元留学生や不法在留者でパチンコ店等で知り合いとなり組織化した。山口組系暴力団構成員等は資産家情報を被害者が経営する整体院で稼働歴のある構成員から入手して、強盗を企図し、別の組織の暴力団構成員から中国人実行犯グループの紹介を受けていた。中国人実行犯グループは、余罪として東京都八王子市内及び茨城県鹿嶋市内等における強盗致傷事件も敢行したことが判明した。

- 平成 16 年 10 月、栃木県河内郡南河内町（現下野市）内に所在する警備会社に数人の男が押し入り、事務所にいた被害者 2 名に対し、スタンガン、けん銃様の物等を示し、電気コードで緊縛するなどの暴行の上、金庫から現金約 5 億 4,000 万円を奪った事件で、中国人実行犯グループ 1 人と稼働歴のある者からの情報をもとに事件を企図した山口組系暴力団構成員等日本人 8 人を検挙した。暴力団構成員等のうち 3 人は上記、栃木県茂木町における強盗致傷事件で犯行を企図するなどして関与していた。（P53 概要図参照）

## (2) 侵入窃盗事件

来日中国人が組織的に敢行している侵入窃盗の特徴として、以下の点が挙げられる。

都市部に拠点を置き、日本人運転手の車で広域に出撃し、アパート、マンションや一戸建て住宅の窓ガラスを破り犯罪を敢行する。侵入方法はサムターン回し、焼き破り、ピッキングによるものも多い。

電気の点灯状況等で不在を確認し、侵入、室内を物色し、現金のほか、貴金属、パソコン等金目の物を窃取する。

東京周辺等大都市圏では電車利用のケースもみられるが、移動方法は、ほとんどが車を用い、日本人運転手等を使う。中には首魁が車を貸与する場合もあり、集中運用型のグループもある。主な事例としては次のものがある。

連続窃盗（空巣、車上ねらい、払出盗）事件 ～（警視庁、千葉、群馬、茨城、京都、兵庫、大阪）

本邦において大金を手に入れることを目的に密入国した中国人が、平成12年以降、首魁の下、実行犯が数人、運転手を日本人からなる数グループを編成し、さらに中日混成の盗品買い取りグループを組織するなどして、首都圏、近畿のマンションを対象にサムターン回しで侵入、現金、貴金属等を窃取する犯行を重ねていた事件で、これまでに43人を検挙、1都2府8県で合計1,055件、被害総額約5億8,000万円を確認した。

宵の時間帯の窃盗（空き巣）事件 ～（埼玉）

被疑者グループ4人は、過去に窃盗事件で検挙、退去強制され、その後不法入国した福建省出身の中国人首魁を中心に、同様に日本での窃盗事件検挙歴を有する同郷の義兄弟やその友人等を見張り役等として引き込み、窃盗グループを形成した。

犯行形態は、主に農村部の一戸建て、宵の時間帯の無点灯、駐車場に車がない、家屋周囲を塀等で囲まれ見通しのよくないなどの条件を備えた住宅を選び、居間の窓ガラスを焼き破る手口で侵入し、逃走口を準備した上で、全室を散乱状態に物色し、現金、貴金属のほかブランドバッグ、ポータブルゲーム機、デジタルカメラを盗んでいた。

平成16年12月から平成17年12月にかけて、埼玉県内を中心に空き巣約270件、約1億6,000万円相当の盗みを繰り返し、窃取した物品の一部は自己消費のほか、中国の家族に送っていた。

## (3) 最近の特徴的な組織動向、犯行態様

ア 中国人犯罪組織は、出身地を中心にグループを形成し、車両の運転は日本人に任せ強盗や侵入窃盗を敢行するが多かったが、最近の特徴として、出身地が異なる者がグループを形成し、車両の運転は日本人にこだわらず留学生等運転免許を持って地理に明

るい中国人を使用し犯行に及び例もみられる。

これは、犯罪組織相互の交流の活発化の傾向がみられることに加え、犯罪検挙や不法残留者等の取締りにより、構成員が欠落していき必然的に同郷者での編成が困難になっている実態があるものとみられる。

運転手を日本人から同国人に移行している例については、日本人運転手は、逮捕されると共犯者や余罪等を簡単に自供するため信用できないとして避ける組織もあるとみられる。

一方、新たにメンバーを獲得する場として、ディスコで開かれた搖頭丸（薬物）パーティ、家族が通っている日本語学校、カラオケ等が利用されていた。

イ 犯行態様については、凶悪犯から侵入盗、払出盗に移行する傾向がみられる。

これは、緊縛強盗等悪質な手口により検挙されると重く処罰されること、また、中国に逃亡した場合でも、中国において自国民の国外犯処罰の規定で検挙・処罰される例が続いているため、法定刑の低い窃盗（侵入盗、払出盗）に移行しているとみられる。

払出盗は、口座預金額によっては大金を手に入れることができるというメリットがあり、スキミングで偽造カードを作製する、侵入盗でキャッシュカードを盗み、被害者に電話をかけ警察官、銀行員を装って暗証番号を聞き出し引き下ろすという手口のほか、車上ねらいでキャッシュカードを盗み、被害者の免許証の生年月日等から暗証番号を推測するという例もある。

主な事例としては次のものがある。

#### 中国人グループによる資産家被害強盗致傷事件 ～（警視庁）

平成18年5月、東京都大田区内の一般住宅に数人の男が侵入し、在宅していた被害者の頭部を鈍器様の物で殴り軽傷を負わせた上、ナイフを突きつけ、猿ぐつわを噛ませネクタイで両手を緊縛、現金約24万円、貴金属、時計等を強奪した事件で中国人3人を検挙した。

被疑者等は、中国出身の日本人と吉林省及び山東省出身の就学生が不法残留となり犯罪グループ化したもので、資産家情報は、被害者と接点のあった中国人就学生（女）が入手して提供した。

払出盗を伴う中高層マンション対象の忍込み及びスナック店対象の追出し盗事件～（警視庁、愛知、埼玉、広島、福島、長野、群馬、栃木、兵庫、大阪、神奈川、福岡、山口、鹿児島）

在京の上海出身の首領の下に上海出身者を中心とした不法滞在者等をメンバーに加えた窃盗グループが、中高層マンションを対象に主にサムターン回して侵入する忍込み事件や、スナック店等を対象に地理教示を口実に店員をおびき出し他の者が店内で財布を窃取する追出し盗事件等を敢行し、現金や貴金属のほかキャッシュカードを窃取していたもので、これまでに中国人等31人、日本人11人を検挙した。盗んだキャッシュカードの暗証番号の聞き出しは別の中国人グループに依頼し、このグループの聞き出し役の日本人等が被害者に架電の上、警察官や銀行員を装って口座取引を停止するなどの詐言を用いて巧妙に暗証番号を聞き出し、その情報に基づき窃盗グループがATMから現金を窃取していた。平成18年12月までに忍込み、追出し盗、払出盗等を合わせて1都2府12県で849件、約2億6,000万円の被害を確認した。

### 3 ブラジル人犯罪組織の動向

平成2年6月に施行された「改正出入国管理及び難民認定法」により就業活動に制限のない「定住者」資格が新たに創設され、改正前は「法務大臣が特に在留を認める者」として特例的に入国、在留、就労が認められていた日系3世等に対し、本資格が付与されることとなった。

これを契機として、経済格差等を背景に就業目的の日系ブラジル人及びその子弟が多数入国・在留することとなり、平成17年末現在のブラジル人の外国人登録者は約30万2千人に達している。日系ブラジル人在留者数の増加に伴い、ブラジル人による犯罪は年々増加し、国籍別検挙状況では、平成18年中の刑法犯検挙人員は、中国人に次いで12.5%と高い比率を占める状況となっている。

ブラジル人による犯罪の主な罪種としては、車上ねらい、部品ねらい、自動車盗等の非侵入盗の比率が高く、これに覚せい剤取締法違反（使用）等の薬物事犯が伴う例が多くなっている。

ブラジル人犯罪組織の形成の契機は、居住地域の知人等の関係、繁華街のクラブ、ディスコ、夏季に居住地域の海岸において開催されるカーニバルなどを介して行われる例がみられる。これらの犯罪組織の活動は、日系ブラジル人のネットワークを通じて、関東、中部等を中心に組織的・広域に及ぶことが多い。これらの一部には、暴力団とつながりもみられた。

ブラジル人犯罪の特徴のひとつとして、少年犯罪の比率が高いことが挙げられる。この背景には、日本に幼くして入国し、言葉、文化及び習慣の違いから日本の教育制度に適應できず、不就学、不登校となり、非行グループに加入していくという傾向がみられる。

主な事例としては次のものがある。

#### 売上金狙い強盗致傷等事件 ～（三重）

平成17年5月、三重県津市内の路上において、男2人がブラジル料理店の売上金を運搬中の車両を襲い、売上金120万円余りを強奪した強盗致傷事件で、犯人グループに情報提供した同店と系列店舗の日系ブラジル人女性店長を覚せい剤取締法違反（所持）で検挙（後に本件で再逮捕）したほか、実行犯の共犯被疑者3人を検挙した。被疑者等の一部は、他に高級車ねらいの自動車盗、車上ねらい等を敢行したことも判明し、一連の捜査で11人を検挙し、余罪134件、被害総額約3億1,000万円相当を解明した。（P54概要図参照）

#### 警察官被害強盗致傷、公務執行妨害等事件 ～（岐阜）

平成17年5月、岐阜県内で盗難車両を運転していた日系ブラジル人が、警察官に停止を求められ、激しく抵抗、後から加わった兄とともに警察官に暴行を加え、けん銃を強奪し、手の指を折るなどのけがを負わせた。けん銃は2日後、奈良県内に所在する郵便ポスト内から発見された。被疑者等は、大阪府及び静岡県内を逃走し、同年6月、日系ブラジル人宅等に潜伏していたところを検挙した。

犯人兄弟を匿った2人の日系ブラジル人については、犯人蔵匿で検挙するとともにうち、1人については、覚せい剤取締法違反（使用）及び上記三重県内における売上金ねらいの強盗事件で女性店長からの情報を犯人グループに仲介した事実が判明し、検挙した。

#### 人材派遣会社経営者被害強盗致傷事件 ～（静岡）

平成18年2月、浜松市内で人材派遣会社経営者が、従業員の給料約900万円を持って自転車で会社に向かう途中、待ち伏せし後方から近づいてきたワゴン車に衝突され、さらに、車から降りてきた男から金属バットで殴打されるなどの暴行を受け、両足骨折の重傷を負わされるとともに、現金が入ったバッグを強奪された事件で、同年8月、被害者の経営する会社で稼働歴のあった主犯格の日系ブラジル人1人を検挙した。

#### 4 ロシア人犯罪組織の動向

ロシア人犯罪組織は、ソ連崩壊後のロシアにおいて、国家による統制が弱まり、インフレや腐敗が蔓延する混乱の時代の中で急速に顕在化した犯罪集団が、合法・非合法のビジネスを通じて海外との結びつきを強め、国際的な犯罪組織に成長したといわれている。これらのうち主に極東地域に拠点を持つ組織が、日本を犯罪収益の上がる市場として着目し、直接に活動、或いはその背後で関与するなどの状況がうかがわれる。

近年、我が国国内においてロシア人が関係した主な凶悪事犯として、平成17年6月に、北海道の稚内でロシア人相手の日本人両替商が殺害された事件、平成18年3月に新潟市内で中古車の買い付けのため来日していたロシア人同士が、飲食店内で口論となりコンテナハウスに戻ったところを追いかけてきた二人組に刃物で刺殺された事件等が発生している。

また、ロシア系犯罪組織の関係者とみられる者が、北海道の暴力団関係者と接触している状況もみられ、このようなロシア系犯罪組織と国内の暴力団とのつながりは、麻薬、けん銃等の禁制品の密輸入、密漁した海産物の持ち込みなど組織化、巧妙化、さらには、風俗産業における人身取引事犯等への発展も危惧されるところである。

窃盗事犯に関しては、これまでに、日本で自動車を窃取しロシアへ輸出することを目的とした、ロシア系犯罪組織と暴力団関係者からなる犯行グループが検挙・壊滅されている。また、主に自動車、船外機、タイヤ等を対象とした窃盗事件が、日本海側を中心とした地域で検挙されている。これらの事件では、受け入れ側としてロシア人犯罪者に対して拠点、移動手段、情報等を提供する日本人の存在もみられ、中には暴力団との関係もうかがえる。

主な事例としては次のものがある。

#### 連続自動車盗事件 ～（富山、石川、新潟）

ロシアへの輸出を目的に自動車盗を繰り返していた事件で、ロシア人4人を平成17年10月までに検挙し、実行犯グループを壊滅するとともに、盗難車両の改ざん工場と目される場所を捜索し、盗難車両を発見し、同年12月までに同工場経営者（日本人）を窃盗等で検挙し、ロシアへの盗難自動車輸出拠点を壊滅した。検挙されたロシア人は、極東地方に拠点を置く犯罪組織の関係者で、短期滞在で入国し、犯行が発覚するまでにロシアへ逃走するヒット・アンド・アウェイ型犯行であった。

（P55概要図参照）

スタッドレスタイヤを目的とする広域窃盗（倉庫荒し）事件 ～（宮城、岩手、福島、山形）

平成18年8月にロシア極東地方から短期滞在の在留資格で来日したロシア人3人を、東北各県のタイヤ販売店に侵入し、数千本のスタッドレスタイヤを窃取していた事件で、平成18年10月検挙した。被疑者等はロシア貨客船を利用して、盗品を貨物としてロシア極東地方へ輸出していた。

## 5 コロンビア人犯罪組織の動向

コロンビア人犯罪組織による犯行として代表的な形態は、関東や中部地方を中心として夕刻から夜にかけての時間帯において、一般住宅を対象に空き巣を敢行する窃盗事件が挙げられる。

このようなグループの構成員は、「日本では簡単に泥棒で金が稼げる」といった風評を聞き当初から犯罪目的で、他人名義の旅券やメキシコ等他国籍の偽造旅券を使用し、短期滞在の在留資格で入国するケースが多くみられる。

犯行の形態としては、3～4名で空き巣等を敢行し、捜査が及ぶ気配を察知したり、盗んだ金品が一定の目標額に達すると帰国するヒット・アンド・アウェイ型の犯行形態がみられる。

グループの形成は、飲食店やディスコで知り合った同国人やスペイン語圏の者とグループを結成して犯行に及ぶ場合がみられ、現金の他に貴金属やカメラ、パソコン等を窃取し、日本人を運転手や案内役、情報提供者として勧誘した例もみられた。

主な検挙事例としては次のものがある。

コロンビア人グループによる空き巣事件 ～（千葉）

平成17年12月ころから、千葉県の内房地区を中心に一般住宅を対象に現金や貴金属を窃取する空き巣事件が連続発生した事件で、平成18年6月までに、コロンビア人4人を窃盗で検挙するとともに、同人等にアパートや使用する車両をあっせんし、被害品のブランドバッグや高級腕時計等を買取っていた日本人とコロンビア人の夫婦を盗品等有償譲受けで検挙した。

## 6 韓国人すり組織の動向

来日韓国人による刑法犯の検挙状況をみると、平成18年中の刑法犯検挙人員全体の7.4%を占め、中国、ブラジル、ベトナムに次ぐ状況となっている。また、来日外国人によるすりの検挙件数全体に占める比率が92.2%と極めて高い状況にある。

こうした状況の背景には、韓国人すり団の暗躍が挙げられ、韓国での取締りの強化により韓国国内での犯行が難しくなっていること、日本では多額の現金を持ち歩く人が多く、円の価値も依然として高いことから旅費を支払っても利益が見込まれることなどの状況があると考

えられる。

韓国人すり团组织は、大ボスとされる大サジャン及びすり実行部隊の仕切役とされるサジャンで構成される上層部が支配し、日本へ遠征する場合は、実行部隊がリーダーとともに来日し、一定の犯罪を敢行した後、素早く帰国するという典型的なヒット・アンド・アウェイ型の犯行を繰り返している。

犯行の際は、4～10名程度で犯行グループを形成し、見張り役、幕役、抜き取り役、吸い取り役、妨害役等の役割分担の上で犯行に及んでおり、実行部隊は包丁や催涙ガス等の凶器を所持しており、検挙されそうになると激しく抵抗し、共犯者の奪還のため反撃するという特性がある。このため、検挙に危険が伴うとともに、被害者等が危険にさらされる場合もあり、凶悪犯罪への発展の危険性が高いという特徴がある。

デパートや駅等で発見した中高年の女性を対象としており、東京近郊で電車で移動する場合や、新幹線を利用して広範囲に移動して犯行に及ぶケースもある。

犯行手口については、従来の「すり」の手口に加え、銀行から払戻しを受けて帰る途中の者等から金品を盗む「途中ねらい」や、すり取ったキャッシュカードを使っての「払出盗」等と多様化する傾向にある。

主な事例としては次のものがある。

#### 催涙スプレー使用のすりグループによる公務執行妨害事件 ～（警視庁）

平成18年4月、東京都内のJR駅構内において、すり警戒中の警察官が挙動不審な外国人数人を発見して職務質問したところ、催涙スプレーを噴射するなどして逃走したため、このうち1人を公務執行妨害等で検挙した。男は韓国人で、刃体の長さが約20cmの刺身包丁を所持していた。噴射されたスプレーにより、警察官や乗客十数名が重軽傷を負った。グループメンバー4人については、平成18年12月までに別件すり事件で検挙した。（P56概要図参照）

## 7 イラン人薬物密売組織の動向

イラン人薬物密売組織の犯行形態については、首領による強い指揮系統の下、携帯電話を用いて客との取引場所を指定し、覚せい剤をはじめMDMA、コカイン、大麻等多様な薬物を販売している。

これら薬物密売組織については、平成15年頃から、首都圏や中部地方等において、薬物密売に絡む他組織との抗争、組織内のトラブル等から、逮捕監禁、誘拐、殺人事件等の凶悪犯罪も敢行してきており、これまで検挙・壊滅した組織としては、首都圏を中心として活動していた「ハザネグループ」、中部地方を中心に活動していた「ゾカイグループ」などが挙げられる。これらの組織の中心人物が相次いで検挙されたことにより、組織相互の勢力バランスが崩れ、新たなイラン人密売組織間の抗争や対立組織を支援する地元暴力団との抗争へと発展して、都内や愛知県内でけん銃を用いた殺人、殺人未遂事件等が相次いで発生した。これらの犯行グル

ープについては、検挙しているところであるが、その後も都内でシャムシール（イランの大型刀剣）を用いた殺人未遂事件等が発生している。

主な事例としては次のものがある。

けん銃使用の殺人未遂等事件 ～（警視庁）

平成16年12月、東京都渋谷区内の路上でイラン人同士が乱闘になり、イラン人数人が刃物で刺されるなどしたほか、けん銃発射による跳弾で通行人3人が重軽傷を負った事件で、平成18年7月までに、イラン人等4人を殺人未遂等で検挙した。本件は、イラン人の薬物密売グループ同士による客付携帯電話を巡る抗争事件であり、本件以外でこれまで、覚せい剤取締法違反事件、入管法違反等で30人を検挙し、客付携帯電話24台を押収した。

## 8 中国人等クレジットカード偽造組織の動向

クレジットカードの偽造及びその行使を典型とするカード犯罪は、犯罪組織の綿密な役割分担及び計画に基づき、国境を跨いで犯罪が敢行されている点において、いわば国際組織犯罪の典型ともいわれる。

注：刑法に規定する支払用カード電磁的記録に関する罪の保護対象となるカードは、クレジットカードその他代金又は料金の支払用のカード及び預貯金の引出用のカードとされている。このカードには、代金後払いのクレジットカードのほか、前払いのプリペイドカード、即時振替払いのデビットカードが含まれる。

クレジットカードの偽造に深く関与しているのは、中国人等のグループである。具体的な犯罪の犯行手口を検挙事例からみると、生カードの密輸、カードデータの入手、偽造カードの作製、買い子による商品の騙取、詐取商品の換金という段階に分類することができる。

生カードの密輸入は、航空機で手荷物の中に隠匿するケース、品名を他の輸入貨物として偽るケース、国際スピード郵便を使い郵送するケースがみられる。

カードデータの入手にはスキミング（磁気情報の不正な読み取り行為）が典型的な手法として用いられ、エステ店、中国整体院、公営スポーツセンターのロッカーで密かにハンディースキマーで入手するケースのほか、国外からデータを入手するケース等もある。

クレジットカードの偽造は、首都圏や関東地方の賃貸マンション等の一室等で行われている例がみられる。

国内で偽造されたカードは、買い子と呼ばれる詐欺グループに渡され、パソコンやデジカメ、ゲーム機、及び貴金属等換金性の高い商品を狙ってこのグループが行使する。買い子には、店員から怪しまれないよう日本人が雇われ、その行使の様子を外国人犯罪組織のメンバーが近くで見張る場合もある。

詐取した商品は、東京、大阪等の都市部に所在する「商品処分、換金グループ」に宅配便等で送られ、買い取り屋、古物店、質店等で換金処分されている状況がみられる。

主な事例としては次のものがある。

中国整体院及び総合スポーツセンターなどにおける組織的カード偽造等事件 ~ (愛知、愛媛、警視庁)

中国東北地方出身の首魁が、留学の在留資格で来日後、平成17年5月頃から関東、中部、関西、四国の各地で整体院を開店し、客のカードからデータをスキミングし、これをもとに中国東北地方出身の偽造カード作製グループが偽造カードを作り、中国人と日本人からなる払出し、詐欺商品購入グループがATMから現金を払い出して盗んだり、家電量販店等において商品をだまし取る行為を繰り返していた。東京都内では、中国残留孤児の2世、3世で構成された犯罪組織チャイニーズドラゴンが総合スポーツセンターなどで利用者の更衣ロッカーからカード情報をスキミングし、偽造カード作製グループに偽造カードの作製を依頼して、同様の行為を行っていた事実も明らかになった。これまで犯行グループ21人を検挙し、払出盗被害約2億1,000万円を確認した。(P57概要図参照)

## 9 その他の特徴的動向

### (1) ベトナム人組織窃盗

平成18年のベトナム人による刑法犯検挙件数は、前年と比較して28.8%増、人員は、9.8%増とともに大きく増加している。さらに、万引きについては、ベトナム人刑法犯検挙のうち件数で65.8%、人員で61.7%と大きな比率を占めている。

万引き事件は、個人として行われている場合のほかに、近年、関東、中部、近畿等において不良ベトナム人犯罪組織が、中国人故買組織等と関係を持ち、ベトナム人元研修生等を実行部隊として大型薬局店等において組織的に敢行している事例もみられる。

万引き等を主に敢行することについては、大型薬局店や大型量販店は、大量、簡単に商品を盗めること、人気のあるゲーム機器や化粧品は買い取り業者等において現金化が容易であること及び強盗や侵入窃盗と比較して処罰が軽いというイメージがあることなどの理由があるといわれる。

主な事例としては次のものがある。

大型薬局店を対象とした組織窃盗(万引き)及び故買事件 ~ (三重)

平成17年8月頃から、愛知県内の首領ベトナム人の指揮を受け役割分担の上、大量に化粧品等を万引きしていた事件で、平成17年11月までに、元研修生等3人を検挙した。被害品は、宅配便で都内の買い取り業者へ送り、更に別業者を経て最終的にインターネットオークション等で売却していた。これら犯行による医薬品の被害額は、4年間で20億円相当と推定される。(P58概要図参照)

## (2) トルコ人組織窃盗（自動販売機ねらい）

平成18年のトルコ人による自動販売機ねらいの検挙件数は4,327件で、前年と比較して35.6%減と著しく減少しているが、来日外国人による自動販売機ねらいの検挙件数全体にトルコ人が占める比率は、93.8%と極めて高い状況にある。

トルコ人による自動販売機ねらいの犯行は、短期滞在の在留資格で来日し不法残留となったトルコ人等が、夜間、2～3人のグループで免許を持った同国人の運転する車両を使用し、都市部では人目に付かない裏通り、地方では幹線道路等に設置された自動販売機をバール等で破壊し、現金を窃取するというもので、一度に数十件と多数連続的に敢行する例もある。犯行地域は、中部地方を中心に関東、近畿、中国地方にまで及んでいる。

主な事例としては次のものがある。

### 広域連続窃盗（自動販売機ねらい）事件～（愛知）

中部地方を中心に連続発生した自動販売機ねらい事件で、平成18年4月までにトルコ人13人と日本人2人を、窃盗、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（犯罪収益等隠匿）等で逮捕し、9県に及ぶ自動販売機ねらい事件約1,000件（被害総額約1億円）を解明した。トルコ人らは、窃取した大量の貨幣を所持していることへの不安から、日本人共犯者の口座へ同貨幣を預け入れ、犯罪収益の取得について事実を偽装していた。

## 犯罪インフラの現状

で述べたような組織犯罪を容易ならしめているのは、来日外国人を日本国内に入国・滞在させる手段を提供したり、不法に得た財物・現金の処分・送金を代行するなどして助ける者や組織の存在である。来日外国人等によるこうした組織犯罪を助長する行為は、地下銀行、偽装結婚、各種証明書等の偽造、不法就労助長事犯等として表れており、これらの事犯は、来日外国人が犯罪を繰り返し行う基盤を成すという意味において、犯罪インフラともいわれる。

そこで、これら犯罪インフラの現状について以下概説する。

### 1 地下銀行

地下銀行は、簡便、迅速、廉価な送金が可能なことから日本国内に滞在する外国人等が母国の家族等への送金に利用している形態が一般的であるが、不法就労や犯罪で得た収益を送金しようとする者にとっては、身分確認が不要で、送金目的を明かす必要のない地下銀行は格好の送金ルートとなっている。

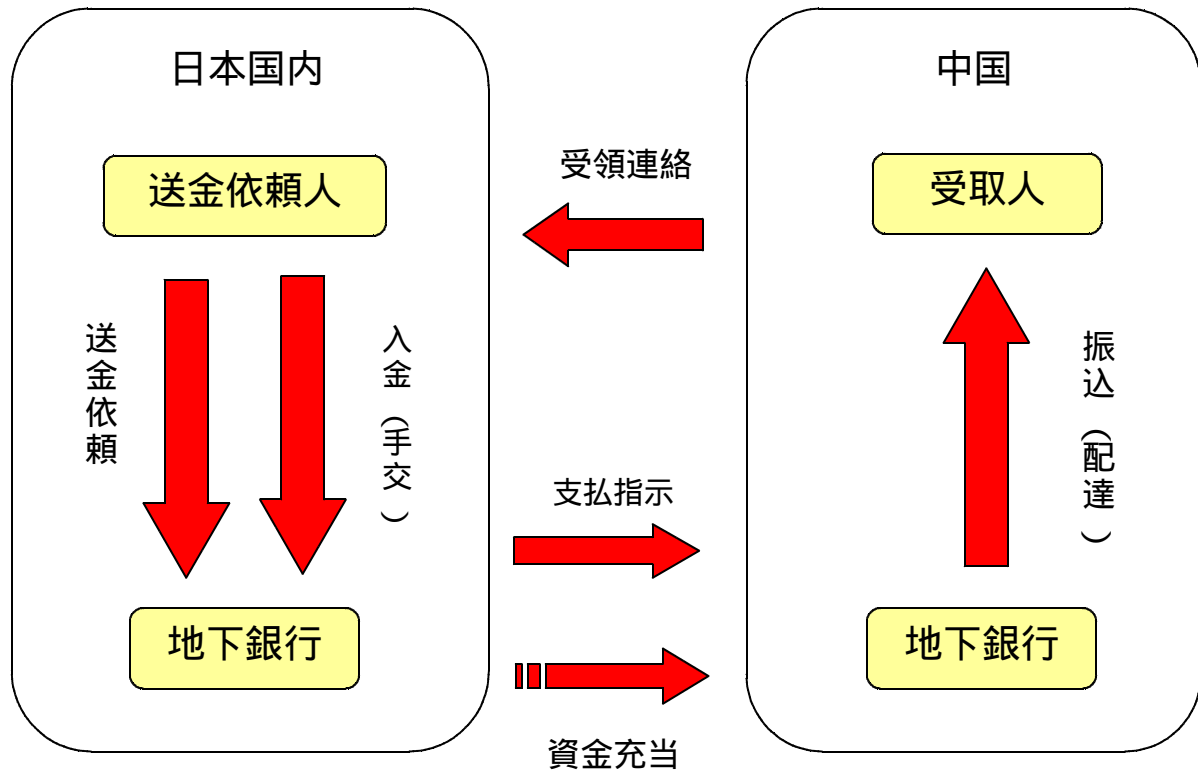
具体的な送金手法として、中国向けの場合を一例として挙げると

- ・日本国内の地下銀行組織が、依頼に基づき送金先国の地下銀行組織に送金先、送金額等の支払い指示を行う。
- ・送金先国の地下銀行組織は、プールされている資金の中から受取人に送金額を支払う。
- ・受取人が送金依頼人に対し、現金を受領した旨連絡する。

- ・受領連絡を受けた依頼人は、国内の地下銀行組織に対し送金依頼金額と手数料を加えた額を口座振込み又は手交により支払う。

という段階が一般的に踏まれている。不法就労及び犯罪による収益を被疑者の意向に沿って送金することにより、引き続き犯罪を助長させるという意味において、犯罪インフラとしての影響は大きい。

主な検挙事例は P 76 の「地下銀行検挙事例」参照



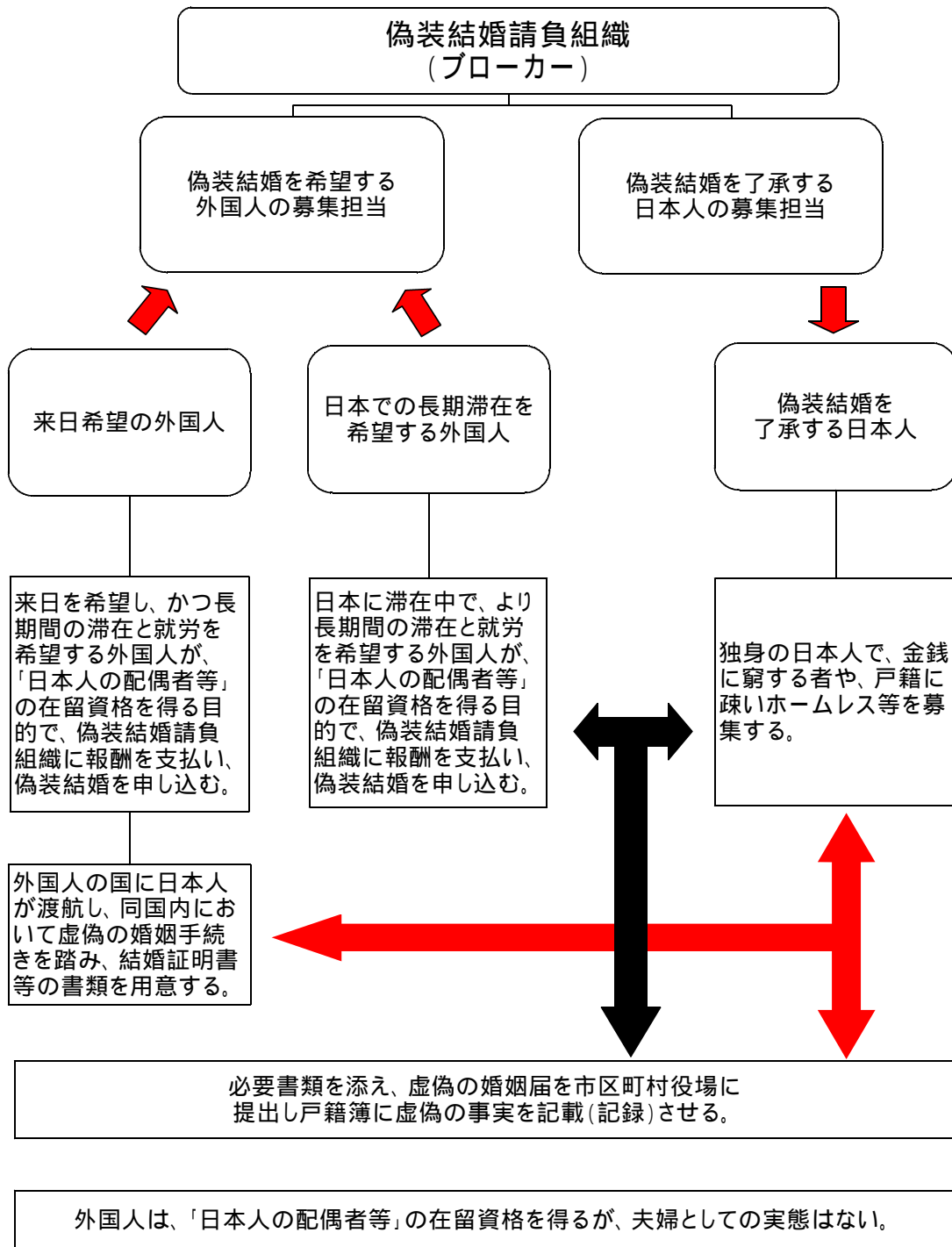
中国向け地下銀行の例

## 2 偽装結婚

日本人との結婚を偽装することにより、我が国に正規の資格で入国できない外国人が偽造旅券を使うなどの危険な方法によらず安全に入国でき、また、本来であれば自由に就労できない外国人が就労可能な在留資格を得ることができることから、外国人と日本人の間で結婚を偽装するケースが多くみられる。

その具体的手法は、ブローカー等の請負組織が、我が国に長期間滞在し就労することを希望する者や現に日本に滞在中の者で長期間の滞在と就労を希望する者からの依頼を受け、金銭に窮している者や戸籍に疎いホームレス等の日本人に対し報酬を支払うことを前提に協力をもちかけ、虚偽の婚姻届を市区町村役場に提出するという手口が一般的となっている。近年、各種犯罪で検挙された外国人の在留資格が「日本人の配偶者等」となっているケースが多数みられ、これらの請負組織の暗躍がうかがえる。

主な検挙事例は P 77 以降の「偽装結婚検挙事例」参照



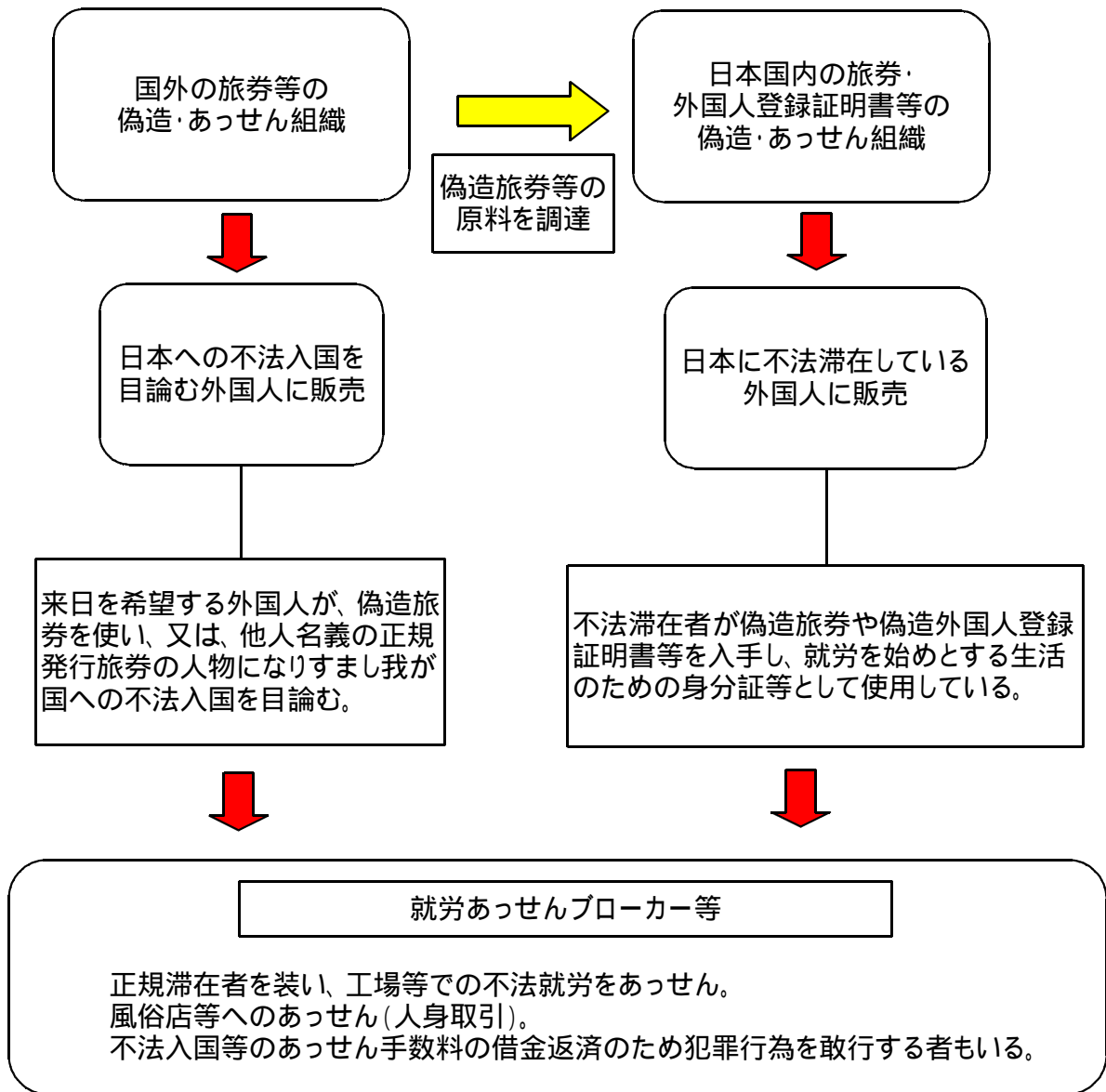
### 3 各種証明書等偽造事犯

偽造旅券を用い、若しくは他人名義の真正旅券の人物になりすました上で我が国へ不法入国する、又は現に我が国に滞在している者で就労のための身分証として使用するなどの目的で偽造旅券等の入手を希望する外国人に対し、偽造旅券等を提供することにより不法な利益を得ている国内外の偽造請負組織が存在している。このような組織はブローカー等と連携し、工場等への不法就労をあっせんしている状況もみられる。

また、このシステムを利用した外国人は不法入国等のため高額な借金を負っている場合が多

く、借金返済のため犯罪を敢行する者もあり、各種証明書偽造事犯が不法滞在者をはじめ来日外国人犯罪や人身取引事犯の温床となっている状況がうかがえる。

主な検挙事例はP78以降の「外国人登録証明書等各種偽造事犯等検挙事例」参照



#### 4 不法就労助長事案

高賃金を得るため、就労資格もなく我が国に来日する外国人に対し、安価な労働力の確保を求める我が国国内の各種事業者とこれを仲介するブローカーにより行われているのが不法就労助長事案である。これら不法就労者は、短期滞在、家族滞在等の就労の認められない在留資格で在留している例や、そもそも不法滞在であるにも拘わらず、工場や建設現場、女性では風俗関係で稼働している例が多くみられ、不法滞在を助長する犯罪インフラともいわれる所以である。

主な検挙事例はP70以降の「風俗・雇用関係事犯検挙事例」参照

## 5 その他の犯罪インフラ事案

来日外国人犯罪組織が広域・連続的に窃盗事件を敢行できる背景には、アパートや車両をあっせんしたり、盗品の買取り等により犯罪組織を支援したり利用したりするグループの存在がある。

イラン人による覚せい剤密売組織についても、注射器を大量に調達し、密売組織が薬物と注射器を一緒に売却することを可能とし、末端乱用者の使用及び密売を容易にする者や携帯電話をあっせんして取引を行いやすくする者等薬物犯罪を側面から助長する者の存在が検挙事例から明らかになっている。

検挙された者については、廃車寸前の中古車に多額のマージンを上乗せして犯罪組織に販売したり、高額のあっせん料を犯罪組織から徴収する等しており、極めて悪質である。

主な事例としては次のものがある。

### 不正自動車登録事件 ～（千葉・茨城）

平成16年7月から不法滞在者等に転売する目的で、車両の登録に際して車庫証明のいない地域に住所を有しているように装い、判明しているだけで1,000台余りの中古車を不正に登録して、販売していた事件で、平成18年11月までに、日系ペルー人等7人を検挙した。このうち、車検代行業者の日本人は、平成17年2月から検挙されるまで行政書士の資格がないにもかかわらず日系ペルー人らの依頼を受け、数十回にわたり代書料を徴して登録事務を代行していた。

### 不法滞在者を支援していた日本人の検挙 ～（愛知）

平成18年2月、多数のイラン人不法滞在者に対し、自己の会社や親族名義で契約しているアパート、携帯電話を営利の目的で貸し与え、不法滞在を側面から支援していた日本人を入管法違反（退去強制を免れさせる目的の外国人隠匿）で検挙した。

検挙された日本人は、10年以上の長期間、愛知県内で不法滞在のイラン人等にあpartment等を提供し続け、検挙時、契約していたアパートは約20か所、携帯電話は、約160台にのぼっていた。

### 薬物密売組織に注射器を密売していた日本人の検挙 ～（愛知）

平成17年11月、イラン人薬物密売組織に対し、高度管理医療機器の販売業の許可を受けないで、多数の注射器を販売し、同組織の薬物密売を幫助していた日本人を、麻薬特例法違反幫助及び薬事法違反で逮捕した。検挙された日本人は、平成14年から合わせて約55万本の注射器を薬物密売組織に売却し、これらは薬物とセットで末端乱用者に販売されていた。